

神務発第580号

平成23年4月20日

本 部 各 部 長
警 察 学 校 長
市 警 察 部 長
方 面 本 部 長 殿
組 織 犯 罪 対 策 本 部 長
運 転 免 許 本 部 長
各 所 属 長

警 察 本 部 長

警察改革精神の持続的な継承について（通達）

警察改革については、平成12年8月に国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」等に基づき、国民の警察に対する信頼と治安の回復のために、全国警察が一丸となって、各種施策に取り組んできたところであり、中でも、本県警察は、警察改革の発端となった一連の非違事案を発生させたことに鑑み、改革を成し遂げる先駆者となるべく、全ての職員が心を一つにして、全力で諸施策を推進してきたところである。

このような中、平成22年9月、国家公安委員会・警察庁は、警察改革として掲げた施策は着実な成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価し、今後は、「警察改革精神」の具現化である個々の施策については、日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることを指向していくこととした。

これを受け、本県警察は、平成12年から平成22年までの間における警察改革の推進状況について取りまとめた上、本県公安委員会に報告したところであるが、信頼と治安の回復に向けて一定の成果を挙げるに至っているものの、いまだに職員による非違事案は後を絶たない現状を踏まえ、「警察改革精神」の持続的な継承が必要であることを改めて認識したところである。

そこで各所属長は、警察改革として取り組んできた各施策について、更なる定着化・深化を図る必要があることを踏まえ、所属職員に対して警察改革に関する教養を徹底するなど、「警察改革精神」を途絶えさせることがないよう努められたい。また、「警察改革要綱」策定後に採用された職員に対する教養については、特段の配慮をされたい。

記

1 本県公安委員会への報告

(1) 報告年月日

平成23年4月13日（水）

(2) 報告概要

別添1「公安委員会個別報告資料」のとおり

(3) 公安委員会委員発言要旨

「警察改革に盛り込まれた施策を定着化・深化させていくためには、決して卑屈になる必要はないが、その発端となった神奈川県警察における非違事案の全貌を職員に再認識させる必要がある。その上で、これまで先駆的なあらゆる施策を講じてきた結果として、現在のあるべき姿になったということをしっかり教養してほしい。特に、若い警察官には確実に継承してほしい。」

2 教養の実施

(1) 実施時期

東日本大震災への対応等、業務多忙な最中ではあるが、全国警察が総力を挙げて被災者の救援、復興等のための諸対策に取り組んでいる現下こそ、警察改革精神を肝に銘ずる必要があることから、平成23年6月末日までには実施すること。

(2) 実施方法

次のとおり、教養実施方法を例示するので、前記1(3)の公安委員会委員発言要旨及び別添2「警察改革の推進状況～神奈川県警察における取組みと今後の方針～」を参考とし、所属の実情に応じて実効ある方法で実施すること。

ア 所属長自らによる教養の実施

招集日、幹部会議、地域警察の配置時教養等を活用し、自己の経験や事例を踏まえた講話等を行う。

イ 倫理研修班活動のテーマとして設定

別添1及び別添2を活用し、倫理研修班活動のテーマとして「警察改革を踏まえ将来の神奈川県警察はどうあるべきか」など、建設的な討議を行わせる。

ウ 教養課倫理教養支援班の活用

幹部会議や倫理研修班活動等のあらゆる機会を捉えて、教養課倫理教養支援班の巡回教養を要請する。

エ 体験談の発表

招集日等を活用し、警察改革に関連して第一線の警察活動において苦慮した事項、印象に残っている事項等を発表させる。

オ 感想文の作成

平成13年以降に採用された職員を対象に、警察改革に関する感想文を作成、発表させる。

カ 部外講師講演の実施

部外講師による警察改革を題材とした「倫理講話」を実施する。

キ 教養課教育参与の活用

教養課教育参与を積極的に活用し、「警察改革」を題材とした講話を依頼する。

ク 監察官室員による「出前型教養」の活用

招集日、幹部会議等に監察官室予防監察係員を招致し、警察改革に関連した非違事案防止教養を実施する。

(3) 教養実施結果の報告

各所属長は、教養実施結果について、教養実施後速やかに適宜の様式により、警察

本部長（警務部警務課長経由）に報告すること。

3 その他

本県警察における警察改革の推進状況の詳細については、「警察改革の推進状況～10年間の総合評価～」として取りまとめ、後日送付することから、参考とされたい。

公安委員会個別資料	警察改革の推進状況について	平成23年4月13日 警 務 部
<p>1 経緯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平成11年 秋 本県をはじめ、全国的に警察における不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼が失墜</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平成12年3月9日 有識者による「警察刷新会議」の発足</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平成12年7月13日 「警察刷新会議」が、『警察刷新に関する緊急提言』を提出</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平成12年8月25日 国家公安委員会・警察庁が「警察改革要綱」を策定</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平成17年12月22日 警察庁長官により「警察改革の持続的断行について」が通達され、国家公安委員会・警察庁が取りまとめた、「警察改革を持続的に断行するための指針（以下「指針」という。）」が示された。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成22年9月2日 警察庁長官により、「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について」が通達され、改革はおおむね所期の目的を達成したとして、個々の施策は日常的に推進する施策の中で更なる定着化・深化を図ることを指向していくことが示された。</p> </div> <p>2 総合評価</p> <p>(1) 評価の対象とした施策</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">警察改革要綱 (平成12年8月 国家公安委員会・警察庁)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化 2 「国民のための警察」の確立 3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築 4 警察活動を支える人的基盤の強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">警察改革を持続的に断行するための指針 (平成17年12月 国家公安委員会・警察庁)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実 2 治安の回復 3 幹部を始めとする職員の意識改革 4 不祥事の防止 5 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証 </div> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <p>(2) 評価期間 平成12年から平成22年までの間</p> <p>(3) 評価結果の概要 別添のとおり。</p> <p>3 今後の方針等</p> <p>(1) 警察改革の定着化・深化 透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方を堅持しつつ、「警察改革の精神」の具現化である個々の施策について、日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図る。</p> <p>(2) 治安水準の更なる向上 現場主義を徹底するとともに官民一体となった取組みを展開することで、新たな治安情勢に的確に対応し、治安水準の更なる向上を図り、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。</p>		

1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

1 情報公開の推進

○ 施策を示す訓令、通達の公表

平成13年以降、毎年「施策を示す通達等の公表について（通達）」を発出し、公表件数の増加に努め、警察行政の透明性を図っている。なお、平成22年は警察改革10年の節目として、本部各所属に対し公表に向けた積極的な働き掛けを行い、公表数を大幅に増加させた。

【公表数の推移】

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
訓令	2	11	32	32	33	34	78
通達	9	49	105	119	118	124	246
合計	11	60	137	151	151	158	324

※ 平成16年以前は未集計

2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

○ 苦情申出制度の創設

* 関係規程の整備

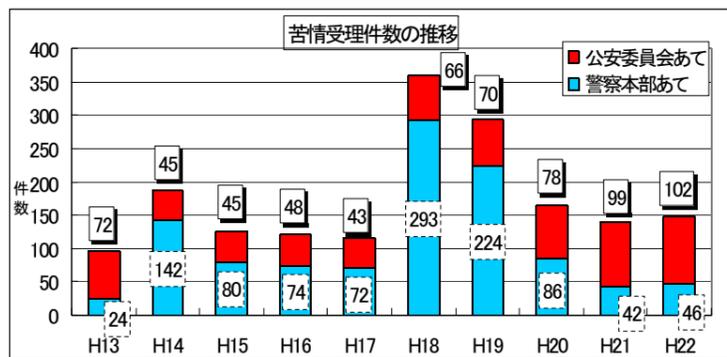
神奈川県公安委員会及び神奈川県警察に申し出がなされた警察職員の職務執行についての苦情を適正かつ迅速に処理するため、平成13年6月「神奈川県警察職員の職務執行についての苦情取扱要綱」を施行した。

* 苦情の組織的対応

寄せられた苦情は、全件受理の上、警察本部長に報告し、法定苦情については、本部長指揮により当該苦情に係る所属の長と連携して事実関係を調査し、警察本部長に報告後、公安委員会の承認を受けて文書により調査結果を通知している。

* 適正処理の徹底

平成21年1月からは、「神奈川県警察相談苦情ファイルシステムによる相談情報管理業務実施要領」に基づき、苦情受理、対応状況等の一元的把握・管理を行い、迅速・適正処理を推進している。



3 警察における厳正な監察の実施

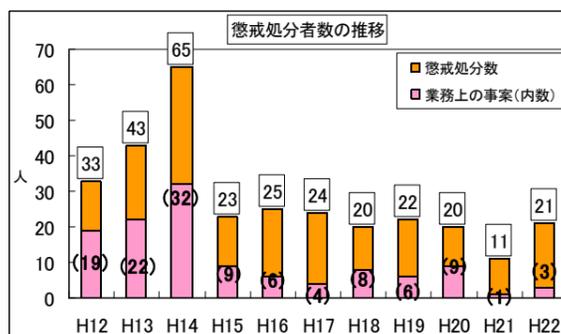
○ 監察体制の整備

* 予防監察体制の強化

平成19年4月、監察官室に予防監察を担当する警視(管理官)を配置するとともに、予防監察係を新設し、あわせて、身上把握及び指導等を柱に各部門の業務管理及び人事管理について連絡調整などを目的とする予防監察推進委員会、同幹事会を設置し、定期開催による非違事案の未然防止対策を推進している。

* 予防監察活動の強化

過去の非違事案の発生状況を踏まえ、非違事案未然防止に重点を置いた監察実施計画を作成するとともに、警察署に対しては原則として月1回、市警察部等による随時監察及び各部による業務指導を実施している。



4 公安委員会の管理機能の充実と活性化

○ 補佐体制の強化

平成13年4月、総務課の附置機関として公安委員会室を設置して専従の補佐体制を整備し、平成16年9月には、公安委員会室長を所属長級とするなど、公安委員会の補佐体制を強化した。

○ 審議の活性化

会議は委員長の司会により進行し、議題ごとに意見を述べるなど活発に議論がなされている。また、定例会議の前に委員相互の意見交換を行うなど、審議の活性化のための取組みが行われている。

【公安委員会定例報告議題及び個別決裁件数の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
報告議題	603	571	624	687	511	534	466	510	509	480	491
協議議題	107	233	312	295	300	314	406	360	395	399	401

2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

○ 警察安全相談の充実

平成14年4月、「警察安全相談員運用要綱」を制定・施行し、相談受理件数等の多い23の警察署及び警察本部に24人の警察安全相談員(非常勤職員)を配置し、県民等からの相談等に迅速かつ適正に対応している。

○ 告訴・告発への取組みの強化

捜査第二課に附置された「告訴センター」による各警察署に対する指導体制を強化し、適切な受理及び迅速な処理に努めている。

【告訴・告発の受理・処理・未処理件数の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受理件数	190	191	203	173	180	170	149	108	87	76	82
処理件数	123	175	185	166	209	141	218	148	128	92	98
未処理件数	342	358	376	383	354	383	314	274	233	217	201

○ 警察署協議会の活性化

地域住民の要望・意見を聴取して誠実に対応するため、幅広い分野からの委員委嘱に努め、警察署協議会の活性化を図っている。

【警察署協議会委員の構成(H22)】

協議会数	定数	委員数	分野別												
			男性	女性	教育	医療福祉	自治体	法曹関係	保護司	報道関係	地域防犯団	交通安全団	自協会	管内事業所	その他
54	546	545	400	145	54	34	37	9	25	0	84	78	64	102	58
			73.4%	26.6%	9.9%	6.2%	6.8%	1.7%	4.6%	0%	15.4%	14.3%	11.7%	18.7%	10.6%

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

○ 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

* 空き交番の解消

平成16年以降、交番の統廃合による適正配置、地域警察官の増員、交番相談員の全交番配置を柱に、交番機能の強化を図り、平成16年4月に186か所あった空き交番を平成19年4月に解消した。

* 駐在所の再評価

駐在所機能の維持発展のため、配置の見直し、駐在所加入電話の転送機能付加、機械警備の機能強化を行った。

* パトロール強化

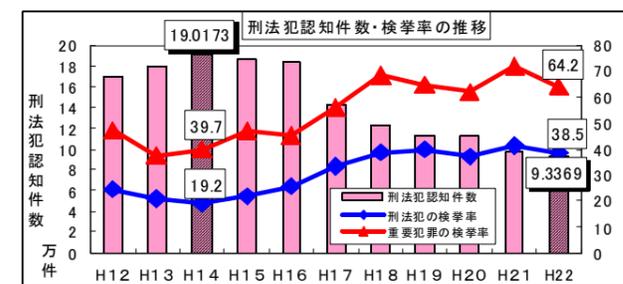
職務質問検挙指導係(班)の設置、職務質問リーダー制度の導入などにより、若手警察官を中心に職務質問技能等の向上を図っている。



○ 犯罪や事故のないまちづくりの推進

警察本部長を長とする「神奈川県警察街頭犯罪及び侵入犯罪等抑止・検挙総合対策本部」を設置し、部門横断的な治安諸対策を推進している。

また、治安環境の抜本的な改善を図るため、県をはじめ各自治体との連携を強化し、安全・安心まちづくりに関する条例の制定やスーパー防犯灯、新型街頭緊急通報装置の設置など、ハード・ソフト両面から犯罪や事故のないまちづくりを推進している。



○ 民事介入暴力対策の強化

暴力団排除活動の職域における推進母体として20の協議会が設立され、各業界全体で暴力団排除活動を強力に推進している。また、平成22年12月には神奈川県暴力団排除条例を制定(平成23年4月1日施行)し、暴力団排除活動の更なる徹底を図っている。

3 被害者支援の推進

○ 犯罪被害給付制度の拡充

制度周知のための広報活動、部内教養を推進するとともに、民間支援団体との連携を強化している。

【犯罪被害者等給付金の申請及び裁定状況】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
申請者(人)	31	21	33	34	25	34	40	38	25	34
裁定数(人)	15	38	37	15	40	26	36	44	29	28
裁定金額(万円)	70	100	79	38	127	63	85	55	55	63

○ きめ細かな被害者支援の推進

平成21年4月「神奈川県犯罪被害者支援条例」を施行、同年6月には「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開所し、県警察、神奈川県、民間被害者支援団体の三者が一体となった総合的な被害者支援を推進している。

3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

○ 銃器・薬物・密入国対策の強化（検挙件数等の推移）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
けん銃押収丁数（暴力団から）	51(35)	71(58)	58(27)	48(20)	35(13)	34(13)	55(35)	85(38)	35(16)	21(10)	17(3)
暴力団犯罪											
検挙人員	2,224	1,993	2,023	1,895	1,792	1,930	1,913	1,917	2,131	2,089	2,042
検挙件数	2,843	2,679	2,703	2,660	2,492	3,258	4,525	5,215	3,637	5,043	5,130
薬物事犯											
検挙人員	1,305	1,240	1,085	1,099	969	877	976	1,047	1,106	1,127	1,064
検挙件数	1,897	1,890	1,621	1,605	1,439	1,368	1,451	1,550	1,610	1,561	1,538
来日外国人犯罪											
検挙人員	1,012	1,055	1,157	1,401	1,383	1,604	1,798	1,638	1,680	1,560	1,387
検挙件数	2,598	1,617	2,163	2,964	3,207	3,688	3,987	3,597	3,789	2,924	2,086

○ 組織犯罪に的確に対応するための執行力強化に向けた組織整備

平成14年、組織犯罪の捜査等を任務とする独立部門として「組織犯罪対策室」を設置、平成17年4月には、「組織犯罪対策本部」に格上げするとともに、同本部内に組織犯罪に関する情報を一元的に集約・分析し、戦略的捜査方針の樹立及び総合的な調整を図るための所属として「組織犯罪分析課」を新設、加えて「暴力団対策課」、「薬物銃器対策課」及び「国際捜査課」を構成所属として位置づけ、組織的犯罪に的確に対応するための組織整備を推進し、執行力を強化した。

2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

○ サイバー犯罪対策の体制整備

平成12年4月、生活安全総務課に「ハイテク犯罪対策センター（平成19年4月「サイバー犯罪対策センター」に改称）を附置して捜査支援体制を整備し、捜査支援を推進している。

【捜査支援件数の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
捜査支援件数	90	111	143	191	184	173	186	175	149	189	228

○ 監視・緊急対処体制の整備強化

* プロジェクトの設置

平成16年から、総務部、生活安全部、刑事部、警備部及び情報通信部の関係所属から編成された「サイバー犯罪対策プロジェクト」及び「サイバーテロ対策プロジェクト」を設置し、諸対策を推進している。

* サイバーテロ対策の推進

重要インフラ事業者等に対しては、四半期に1回個別訪問を行い、セキュリティ向上のための情報提供や事案発生時の警察捜査への迅速な協力を要請している。

3 広域犯罪への的確な対応

○ 自動車ナンバー自動読取システムの整備

国の「自動車ナンバー自動読取システム」については設置基準が厳格なため、必ずしも犯罪多発地域における設置状況が十分とは言えなかったことから、同様の機能を持つ県独自の「捜査支援システム」を構築し、平成16年から5か年の第1次整備計画により平成20年までに50か所、更に平成21年からも計画的に増設を実施し、平成22年までに30か所を整備し、計80か所で稼働している。

4 安全かつ快適な交通の確保

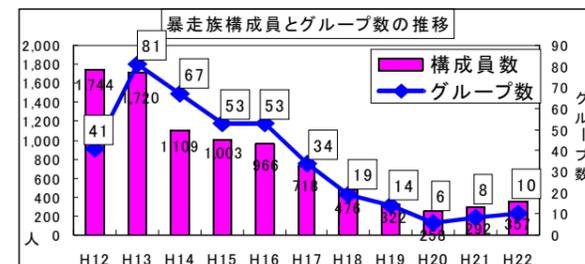
○ 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進

道路交通のIT化は、特定交通安全施設等整備事業として、信号機の集中制御化や半感応化といった信号機の高高度整備により、死傷事故の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量抑止といった効果を上げており、現在も整備推進中である。

また、関係法令に基づき、基本構想を策定した14市1町45駅の主要な生活関連経路上の横断箇所において、平成22年までに100%のバリアフリー化を実現した。

○ 暴走族対策の推進

平成16年4月に施行した「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」に基づく総合的な暴走族対策を実施するとともに、特別取締り、旧車會に対する取締りを推進している。



4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

○ 教育の充実強化

* 実戦的教育の強化

ベテラン警察職員の知識、技能を若手警察職員等に伝承していくため、技能指導官、伝承官等を活用した伝承教養を推進するとともに、一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する「実戦的総合訓練」、「拳銃使用判断能力向上のための訓練」を充実させている。

また、「短時間逮捕術訓練」、「体力検定及び体力テスト」等の実施、「ロードレース大会」の開催など、基礎体力の維持向上に努めている。

* 警察改革精神を風化させない取組み

5年以上学校教養を受けていない警部補以下の警察官等を対象とした総合実務専科のカリキュラムに、「警察官の原点を形成した警察学校の見学」や「初任科生との意見交換」を組み入れ、職務に対する新たな意欲を持たせることを目的に初心回帰教養を実施している。



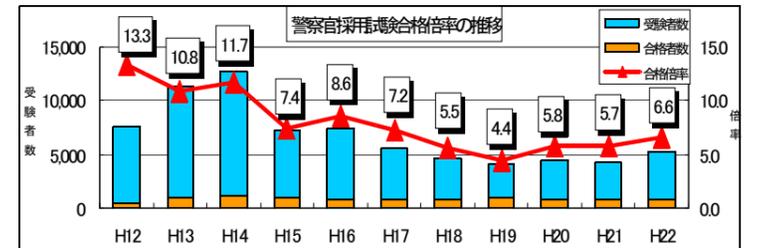
実戦的総合訓練競技会の状況

○ 職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

警部補には3種の職（専門官、係長、警部補）があり、専門官は、組織規則において「上司の命を受け特定の事項に関する研究及び指導に従事する」ことを任務として規定し、公安職5級（警部相当）の給与が支給されるなど、警部に準ずる職責を果たすことが期待されていることから、平成19年6月、専門官制度の見直しを行い、専門官の位置付け、役割を明確にするともに、その選考方法を整備した。

○ 優秀かつ多様な人材の確保と活用

地方警察官の増員が始まった平成13年度以降、大量退職期と相まって本県警察官の採用人員が増加し、競走倍率が著しく低下してきたところであるが、「新適性検査」・「資格加点制度」の導入（H19～）、「女性警察官の体格基準（H19～）」・「色覚基準（H21～）」の緩和、「積極的な募集奨励活動」などの緩和、「積極的な募集奨励活動」など、競走倍率確保のための施策を展開している。



○ 女性警察官の積極的な活用

女性警察官定数の割合を増加させ、あらゆる部門に配置している。

【女性警察官定数】

	部門別比率						定数（女性の比率）
	総警務	生安	地域	刑事	交通	警備	
H12	14.8%	16.6%	8.1%	6.4%	46.9%	3.8%	580（4.3%）
H22	19.5%	13.1%	12.5%	13.4%	31.7%	4.4%	925（6.0%）

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

○ 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

治安情勢に応じて、警察本部・警察署において課・係の統合や新設による効率的な組織運営を推進するとともに、管理部門・デスク部門における配置見直しにより捻出した人員を実働部門へ再配置し、現場執行力の強化を図っている。

○ 効率性の追求

「業務管理」、「取調べ状況の管理」、「証拠品等管理」を包括的に処理するための「犯罪事件情報管理業務システム」を整備し、適正捜査及び業務の効率化を推進している。

○ 地方警察官の計画的増員

計画的な増員により平成13年以降、2,121人の増員がなされたが、「警察刷新に関する緊急提言」により示された警察官一人当たりの負担人口「500人」

【増員数と負担人口の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
増員数	0	360	360	320	240	240	240	240	0	55	66
負担人口	624	612	600	591	585	579	573	571	575	576	576

3 活力を生む組織運営

○ 警察職員の処遇改善

給料表の改善、査定昇給制度の導入、勤勉手当への実績反映など適正な給与処遇を推進するとともに、ヘルスアップ運動や過重労働対策の実施等により健康管理対策を推進している。

○ 能力・実績に応じた昇進

第一線警察の要となる警部の昇任試験において、勤務評価結果の配点を他の階級よりも高めるなど、能力・実績に応じた昇進制度を運用している。

警察改革の推進状況 ～神奈川県警察における取組みと今後の方針～

第 1 警察改革の経緯

1 発端

警察改革の発端は、平成11年、神奈川県警察において明らかとなった複数の非違事案であった。

「警察署集団警ら隊（当時）内部での集団暴行事案」が明るみになったのを皮切りに、「警察署刑事課員による捜査関係者に対する恐喝事案」、「本部所属警察官の覚醒剤使用事件を当時の警察本部長等が隠蔽した事案」などが次々と明らかになった。

神奈川県警察は、事案のいくつかについて事実と異なる不適切な発表をしていたが、後日、一転して事実関係を公表したことにより大きく報道され、「不適切なマスコミ発表」、「警察の隠蔽体質」等が問題視された。

また、同時期に全国的にも、「不適切広報」、「職務怠慢」といった批判に繋がる事案の発生が相次ぎ、社会的に大きな問題となり、警察に対する国民の信頼を失墜させることとなった。

2 問題点

一連の警察非違事案を受け、後述する警察刷新会議は、我が国の警察の持つ問題点として

- 閉鎖性の危惧
- 国民の批判や意見を受けにくい体質
- 時代の変化への対応能力不足

を指摘し、

- 透明性の確保と適切な是正措置のための方策
- 国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策
- 時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

が必要であると提言することとなり、このことが警察改革要綱の策定へと繋がることとなった。

3 警察改革要綱の策定

一連の非違事案は、神奈川県警事案の発生を受け、警察庁主導の下、非違事案防止のための諸対策を推進中であつたにもかかわらず、依然として後を絶たず発生したことが、警察に対する国民の信頼を著しく低下させる結果となった。

そこで、相次ぐ警察の非違事案に対する国民の不信感の払拭と警察のあるべき姿を客観的に考察するため、第三者組織を発足させ、警察改革は次のとおり断行された。

(1) 警察刷新会議の発足（平成12年3月）

一連の非違事案の発生を受け、国家公安委員会は、警察の刷新改革の方策について各界の有識者からの意見を聴取する場として、「警察刷新会議」を発足させた。

(2) 警察刷新に関する緊急提言（平成12年7月）

「警察刷新会議」は、相次ぐ警察非違事案に対する国民の信頼回復のため、警察が取り組むべき施策を検討すべく、公聴会、国家公安委員からの意見聴取、警察当局からの現状報告を受けつつ討議を重ね、平成12年7月、「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、国家公安委員会に提言した。

(3) 警察改革要綱の策定（平成12年8月）

国家公安委員会及び警察庁は、「警察刷新に関する緊急提言」を受け、警察が当面取り組むべき改革施策について「警察改革要綱」として取りまとめ、警察改革施策を的確に推進するよう通達した。

〈骨子〉

- 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- 「国民のための警察」の確立
- 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
- 警察活動を支える人的基盤の強化

4 警察改革の持続的断行（平成17年12月）

全国の警察が警察改革に取り組んで5年が経過する中、国家公安委員会及び警察庁は、警察改革はいまだ道半ばにあるとの認識の下、「警察改革を持続的に断行するための指針」をとりまとめ、警察改革を持続的に断行し、治安と信頼の回復に努めるよう通達した。

〈骨子〉

- 治安の回復
- 幹部を始めとする職員の意識改革
- 非違事案の防止
- 公安委員会の管理機能の一層の強化と警察改革の推進状況の不断の検証

5 「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化（平成22年9月）

警察庁及び国家公安委員会は、10年間の警察改革への取組みについて政策評価を行い、「警察改革」として掲げた施策は着実な成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価する一方、「透明性の確保」、「自浄機能の強化」、「説明責任の徹底」といった基本的な考え方は、将来の警察行政においても堅持されるべきものとし、警察改革における個々の施策については、日常的に推進する施策の中で更なる定着化・深化を図ることを指向していく旨を通達した。

第2 神奈川県警察における取組み

1 全国初の公安委員会による監察指示（平成13年4月）

神奈川県警察は、全国の警察が取り組んできた「警察改革」の、いわば発祥の地とも言うべきところであったが、前記第1の1に記載している非違事案に加え、その後も重大な非違事案が相次いだことから、再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教養、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について、全国で初めて公安委員会から監察の指示を受け、特命監察を実施した。

2 警察改革要綱の着実な推進

神奈川県警察では、前記監察指示を受け、「神奈川県警察は非常事態である」との認識を全ての職員に植え付け、警察改革要綱の着実な推進に努めることとし、警察改革に取り組む要因となった多くの非違事案の反省に立ち、また、何よりも県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「治安と信頼の回復」を旗印として、全職員が一丸となって意識改革と職務倫理の確立を始めとする改革を実行した。

具体的には、

- 神奈川県公安委員会の管理機能や補佐体制を強化するため公安委員会室の設置
- 警察署協議会や文書による苦情申出制度の創設
- 識別章の導入、名札の着用基準の明確化
- 予防監察体制の整備

など、警察改革要綱に基づく施策を推進するとともに、特命監察において明らかとなった神奈川県警察の問題点の改善策である

- 意識改革の徹底による組織の体質改善
- 管理機能の強化による業務管理の徹底
- 身上指導の強化と厳正な対応
- 厳正公平な人事管理と職場の活性化による士気の高揚
- 業務の合理化等による負担の軽減
- 生活基盤を安定させる施策の推進

など、数多くの施策に取り組んできた。

3 検証の実施

神奈川県警察における警察改革の推進状況については、警察改革を持続的に断行するための指針に基づき、毎年、神奈川県公安委員会に報告してきたところであるが、平成22年9月、「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について」が通達されたことを期に、改めて、「警察改革要綱」及び「警察改革を持続的に断行するための指針」に掲げられた各施策について、平成12年から平成22年までの推進状況を検証した。

4 成果

空き交番の解消や官民一体となった安全・安心まちづくりの推進、加えて、組織犯罪対策やサイバー犯罪対策などを強力に推進してきた結果、治安の回復については、平成14年に戦後最多の19万件台を記録した刑法犯認知件数は、平成22年には平成初期の水準である9万件台まで減少させ、また、19%台まで減少した刑法犯の検挙率も38.5%まで向上させるなど、一定の成果を挙げるに至った。

また、警察改革精神の浸透と各種非違事案防止施策の推進により、懲戒処分者数も平成14年以降は大幅に減少し、県民の信頼回復に資する結果となった。

第3 現状の課題

1 県民の意識

平成22年に神奈川県が実施した県民の意識調査（県民ニーズ調査）において、県行政を進めていく上で力を入れてほしい分野の第1位が「治安対策」であった。

刑法犯認知件数の減少、刑法犯の検挙率の向上など、指数治安の向上が見られる中で、かかる結果となったことは、県民の不安をあおる重要犯罪や子ども、女性、高齢者等を被害者とする犯罪の発生、犯罪のグローバル化、サイバー犯罪の増加等、治安に対する重大な脅威の出現などにより、県民の体感治安の回復は未だ道半ばであることの証左であり、神奈川県警察に寄せる県民の期待の現われとも言える。

2 捜査を取り巻く情勢の変化

多様化する犯罪、司法制度改革、重要凶悪事件の公訴時効の廃止・延長など、犯罪捜査を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあることから、警察職員一人一人が関係法令、捜査手法等を研鑽することが求められている。

3 大規模災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を発生させ、亡くなられた方は1万人を超えるばかりか、今なお多くの方の所在が判明せず、被災者の方々は困難な状況下での避難生活を余儀なくされている。

神奈川県警察としては、現地警察に対して最大限の助力を行いつつ、県内においても東京電力による計画停電の実施に伴う、信号機の滅灯、公共交通機関の混乱などに的確に対応し、県民の安全・安心を確保していかなくてはならない。

また、発生が予想される東海地震、神奈川県西部地震、首都直下型地震等への備えも、改めて万全を期す必要がある。

第4 今後の方針

1 警察改革の定着化・深化

神奈川県警察では、「警察改革要綱」に盛り込まれた全ての施策が実行されており、そのほとんどにおいて、制度や運用が定着化したと認められる一方で、平成21年には、平成15年度から平成20年度の6会計年度における不適正経理が発覚し、加えて、職員の逮捕事案に及ぶ非違事案の発生は、未だに後を絶たない状況にある。

また、大量退職・大量採用による世代交代が急激に進み、本県警察職員の約4割が「警察改革要綱」策定後の平成13年以降に採用された職員で構成されるという実状からも、警察改革の精神が希薄となりつつあることが懸念される。

そこで、各所属長を始めとする幹部職員はもとより、全ての警察職員、更には今後採用される警察職員にあっても、警察改革の原点を忘れることなく、その精神を引き継ぎ、徹底した教養を行うことで、警察改革の定着化・深化を図っていくこととする。

2 治安水準の更なる向上

「警察改革」は目的ではない。

警察の責務は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持であり、「警察改革」は、警察がこれらの責務を全うすべく活動していくための手段の一つである。

神奈川県警察では、警察改革の10年間の推進状況についての検証結果を踏まえ、現場主義を徹底するとともに、官民一体となった取組みを展開することで、新たな治安情勢に的確に対応し、治安水準の更なる向上を図り、もって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、全力を挙げて取り組んでいく。